附　則

この規則は、平成29年８月１日から改正施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第７条、第20条、第21条、第24条

「研修規則」に関する細則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、日本貸金業協会（以下「本協会」という。）研修規則（以下「規則」という。）第３条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

第２章　研修

（受講対象者）

第２条　規則第18条第２号に規定する準ずる者とは、次の各号に掲げる者とする。

⑴　貸金業者の連結対象会社であるサービサー会社の役員又はその使用人

⑵　指定信用情報機関の役員又はその職員

⑶　本協会の役員又はその職員

⑷　前各号に準ずる者として研修委員会が認めた者

２　前項第３号に掲げる者は、第６条に規定する受講料及びテキスト代の取扱いについては、これを協会員と看做す。

（実施場所）

第３条　規則第21条第４項に規定する実施場所は、札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇その他必要に応じ研修委員会が選定した場所とする。

２　集合研修を実施する会場は、効率的な事業運営を図るため、予想される申込者数に見合う十分な収容能力を持った公共施設又はこれに準じる施設を用いることとする。

（講師）

第４条　規則第21条第３項に規定する研修の講師は、次の各号に掲げる者のうちから研修委員会が選任するものとする。

⑴　大学教授若しくは准教授、又はこれに類する地位にある者

⑵　弁護士

⑶　行政庁の担当官

⑷　本協会の役員

⑸　本協会の職員

⑹　業界関係者

（講師の謝金）

第５条　前条の講師に対し支払う謝金の額は、次の各号に掲げる講師の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

⑴　前条第１号及び第２号に掲げる者

200,000円（税込）／１日

⑵　前条第３号及び第４号に掲げる者

30,000円（税込）／１日

⑶　前条第６号に掲げる者

100,000円（税込）／１日

（受講料等）

第６条　規則第22条に規定する研修受講料及びテキストの価格は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　研修受講料　協会員については無料、又は実費相当額として研修委員会が定めた額とし、非協会員については、実費の２倍相当額以上により研修委員会が定めた額

⑵　テキスト代　協会員については無料、又は実費相当額以上により研修委員会が定めた額とし、非協会員については、受講要綱等にテキスト代として税込表示した額、又はテキストに印字した税込額

２　前項各号の研修受講料又はテキスト代は、これを納付した者が、規則第18条に規定する受講資格を有しない者である場合、又は研修を受講しない場合においても、返還しない。

（事務分担）

第７条　研修を実施するにあたり必要な事務の一部を規則第25条第１項の規定に基づき、業者に委託する場合における本協会及び委託先における事務分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　本協会（本部）

イ　研修委員会及び研修小委員会の運営

ロ　スケジュールの策定

ハ　実施地の選定

ニ　受講希望者に対する受講要綱等及び受講申込書の配布

ホ　規則第23条に規定する研修の公告

ヘ　受講申込書の受付

ト　講師の派遣

チ　プログラムの策定

リ　研修の実施

ヌ　規則第22条に規定する受講料及びテキスト代金の徴収

ル　実施諸費用の支払

ヲ　委託先業者に対する教材等の発注

ワ　イからヲのほか、研修の事務を適正かつ確実に実施するために必要な事務

⑵　支部

イ　受講希望者に対する受講要綱等及び受講申込書の配布

ロ　受講申込書の受付

ハ　教材の頒布

ニ　会場の選定、設営及び進行についての本部補助

ホ　イからニのほか、本部から指示を受けた事項

⑶　委託先業者

イ　教材の制作及び印刷及びその在庫管理

ロ　案内パンフレットの制作及びその在庫管理並びに本部及び各支部への送付

ハ　研修当日必要な印刷物等の作成及び各支部への送付

２　前項の規定により、本協会（本部）の事務とされた事務を、本協会（本部）は、円滑な研修事業の運営を図るため、必要に応じ支部又は委託先業者にその執行を指示することができる。

第３章　その他

（個人情報の保護）

第８条　本協会は、研修に係る事務を第三者に委託する場合、当該第三者から個人情報について情報漏洩防止に関する誓約書を徴収するものとする。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は、理事会の承認を経て、研修委員会がこれを行う。

附　則

１　この細則は、平成19年12月19日から施行する。

２　第12条に規定する修了者名簿の修正は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）第４条の規定による改正後の貸金業法が施行される日の前日まで行う。

附　則

この細則は、平成26年９月11日から改正施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第２条、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条を改正。

附　則

この細則は、平成29年８月１日から改正施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、第３条、第４条

求　　人

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、石川労働局の関係労働者を代表する者福田佳央の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年８月９日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、石川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年８月18日

４　推薦書及び添付書類提出先　石川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。